

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって

王 強

要 旨

新民会は抗日战争时期，日军在华北地区扶持成立的反动政治组织。该组织成立时，自称是和华北临时政府“表里一体”的“无党无派”的民众宣传教化团体，以“护持新政权，以图畅达民意，开发地产安定民生，发扬东方文化道德使之光大，在剿共灭党的大旗下参加反共战线，迈进友邻缔盟的实现，贡献人类之和平”，作为初期的行动纲领。据此，新民会广泛建立组织，并利用一切可以利用的途径和手段，为日军的侵华政策摇旗呐喊。其中，“厚生工作”的开展是新民会的一项重要活动。所谓的“新民厚生工作”包括民众的灾害・贫困救济、职业的介绍和辅导、劳工工作、医疗工作等内容。新民会试图通过这些工作，达到宣传“新民主主义”、收买和把握民心、巩固日军占领区治安、支持日军侵略政策的目的。由于资料等方面的原因，有关新民会“厚生工作”的研究还很少。限于篇幅，本文对“新民厚生工作”作了初步的梳理和论述，在指出其卖国目的的同时，也谨慎地肯定了一些工作在客观上对民众的有益作用。

キーワード……新民会 厚生工作 救済事業 職業紹介 劳工工作 民衆医療

はじめに

1937年12月14日、日本軍は華北地域で中華民国臨時政府を成立させた。この政府の主要なメンバーは、北洋軍閥時期の旧官僚からなっており、威信がなく、特に注目されるような人物がいなかったため、民衆を動かす力もなかった。日本軍はもともと臨時政府を樹立するときに、臨時政府に対して大きな期待をしていなかったためである。このような理由から、臨時政府が樹立した十日後、新民会という組織を樹立させた。

新民会は、政府翼賛の民衆教化団体として、「無党無派」の民衆団体を自称した。実際は、日本軍は新民会によって民衆の名を借りて、臨時政府を擁護・扶植し、中国侵略政策を宣伝し、占領地区の治安を強化しようとした。新民会設立時の綱領にあるように、「反共滅党」を中心に、日本軍の軍事行動に協力し、抗日の共産党および蒋介石の国民政府を討伐し一掃して、東アジア全体を日本の領域におさめようとしていた。その成立宣言の中で、共産党と国民政府を誹謗・非難するとともに、日本軍の中国侵略にたいしては力をこめて賛同した。そこで本論では、新民会の売国的な政治的性格を明らかにするために、新民会の活動の一側面である「厚生工作」について検討したい。

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって（王）

新民会は、華北地域における各企業や一切の民衆団体に、新民組織を樹立すると共に、訓練班・講演会・問事処・茶館の催し、親日教科書の制定、資料の配布、映画の放映、ラジオ放送、人員の派遣、宣伝看板の設置、日本軍の占領慶賀、提灯大会・歌唱試合などの手段を通じて、民衆にたいする「宣伝教化」を行い、日本軍の侵略政策を先導した。

また新民会は宣伝教化を行なうと同時に、民生と関連する経済活動を非常に重要なことだと考えていた。軍特務部の根本博及び新民会中央指導部総務部長の小沢開策等は、経済活動は民心を把握する鍵であると重視していた。新民会は、積極的に合作社運動を行うと共に、厚生活動をも展開した。厚生活動とは民衆救済事業、職業紹介・補導、労工活動、医療活動などである。

新民会のすべての活動は「新民主主義」を宣伝し、民心を買収し、占領区の治安を維持し、日本軍の侵略に協力するためのものであるが、厚生活動は民衆の生活に密接にかかわっていた。

一、民衆の救済事業

新民会の民衆救済事業の中心は種子の貸付と春耕資金の貸与であった。当時華北農村における春耕時の種子の缺乏、春耕資金の不足はいちじるしかった。新民会は、「之は只、一農民問題でなく社会の治安に関係するものである」¹⁾として、民衆の苦痛を緩め、生活を安定させ、華北の治安を確保するため、救済事業に大きな力を注いだ。毎年の春耕時期、一部の貧窮農民に対して資金および種子を提供した。そのために作業に関する具体的な規則を制定し、それに従って、救済事業を展開した。例として、良郷県経済復興会春耕資金貸与細則を略記すれば、次の通りである。

「(三) 本会の春耕資金貸与は困難なる農民を救済し春耕せしむるを以て目的とす。(四) 良郷県内にある春耕困難なる農民は全て本会に借款申込みの権利を有す。(五) 本会の春耕貸付は連帯責任制とす。(六) 本会の春耕貸付の用途種類は次の如し。種子、飼料、肥料、耕畜、小農具購入及び地租、労賃、大農具使用費の支出等。(七) 村内の農民借款するときは組を編制し各組に組長を置き村長において統制す。(八) 村長は全村の借款及び償還の責に任す。(九) 本会より借款をなす組の農民、組長、村長は全て連帯責任を有す。但し該地新民会分会長の推薦を受け資格を具有するものは本会より借款をなすことを得るも分会長は当然其の責に任す。(十) 本会より借款をなす組の農民、組長、村長は全て連帯責任を有す。但し該地新民会分会長の推薦を受け資格を具有するものは本会より借款をなすことを得るも分会長は当然其の責に任す。(十一) 本会より借款をなす組の農民、組長、村長は全て連帯責任を有す。但し該地新民会分会長の推薦を受け資格を具有するものは本会より借款をなすことを得るも分会長は当然其の責に任す。(十二) 本会より借款をなす組の農民、組長、村長は全て連帯責任を有す。但し該地新民会分会長の推薦を受け資格を具有するものは本会より借款をなすことを得るも分会長は当然其の責に任す。(十三) 本春耕資金は秋季収穫一ヶ月以内に元利共に償還するものとす。其の順序は借款人より元利を組長に納入し組長は之を村長に村長はこれを収納し本会に償還す。(十四) 本会の春耕資金は低利を原則となす。利率は暫く月三厘とす。(十五) 本会春耕資金の借款最高額は一人五十元を越ゆるを得ず。(十六) 農民の借款後証書、推薦書記載の用途に反する事項発生したときは本会は其の情状を斟酌して定めたる返還期以前に借款の一部或いは全部の回収をなす」²⁾。

この細則を見るかぎり、普通の契約であり、一般的に具体的な条件や要求などを規定してい

る。ただし地域によって細かな点は相違している。統計によると、1938年度の各県の貸付金総額は38万円に達し、更に1939年には、夏に至るまでにすでに170万円を貸し付けている³⁾。新民会は、春耕資金の貸付の他に、農期に間に合うように、主に高粱・玉蜀黍・黑豆・谷子(粟)・綿籽(綿花の種)など農産物の種子を配布した。これらの種子は新民会の地方指導部を通じて農民に配布し、或いは、各新民合作社または互助組に委託して、農民の手に届くようになっていた。

春耕資金のほかに、秋耕種子資金の貸付があった。例えば、邢台县第二区南小郭及び北小郭の両村に対し、秋耕種子貸付金を、第三区孝子村に対し秋耕資金の貸付金を実施している。その運用は、ほぼ春耕の貸付と同じである。貸金人員は158人、貸金額は106708元に達した⁴⁾。

救済事業としては、種子の貸与と春耕(秋耕)資金の貸与の他に、救済院の経営及び粥廠の開設があった。

孤児、身体障害者などの救済事業は近代社会の重要な問題となっている。それゆえ、欧米諸国には早くより「救済院」「孤児院」「育嬰堂」「盲啞学校」などの施設が設置されている。中国においてもこの問題は注意されており、そうした施設が各都市に設けられたが、経費の不足のために、完備したものは少なかった。この点について、新民会は「新中国建設に鑑み旧態を刷新し、改善を行ひ研究調査をなし、漸進主義により所期の目的に到達せんとしている」⁵⁾として、貧民救済院という慈善施設を経営したのである。

新民会が設立した救済院は、1938年度においては山東省済南救済院一ヶ所である。その後、各地に救済院が相次いで設立された。石門市救済院を例として紹介する。

石門市救済院は1917年に設立され、当時「貧民棲留所」と言った。1926年11月、貧民棲留所は石門市教養院という名称に変わり、改善された。1928年11月、内政部の各地救済規則によって、石門市救済院と改称した。

事変前、石門市救済院は好成績を収め、河北省政府に賞賛されたことがあり、院に滞在する貧民はいちばん多い時期に800余名、月費2,000余元に達した。日中戦争勃発後、院の作業は一切停止し、収容されている貧民は各自逃げて散り散りになった。わずかに職員の于丕昌・李建中と、自活できず帰るべき家が無い老人・虚弱者・身障者・婦女・赤ちゃん・児童ら40名が残ったが、衣食皆無に陥る状況となった。そのため于丕昌・李建中は維持会に補助を願っていた。維持会は彼らに、3、4日間に小米(脱穀した粟)を一包支給した。

その後、臨時政府下の市政府および新民会が相次いで樹立され、1938年5月1日、慈善家の趙修身、翟勳臣を正副院長に任命し、院内の事務を整備した。

院の経費は、主に各界慈善家と来院見学者からの寄付で維持していた。そのほか、院工場の剰余金および院楽隊出演代があった。事変後は、上述の資金が不足すると、市公署が補助金を提供した。

救済実施 1938年11月11日、石門市は冬賑委員会を設立し、冬の救済事業に従事した。救

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって(王)

済院院長・副院長趙修身・翟勳臣がその委員会の常務委員と図り、粥廠・暖廠・戒煙所の三箇所を救済院の構内に建てた。各界の寄付金 4,300 余元を受け、お粥を食べることができた人は計 117,000 余名にのぼった。その作業は三ヶ月後の 1939 年 3 月 6 日に終わった。当時の救済院の作業項目は次のとおりである。

- 甲、各種貧民収容 収容者に対しては別々に訓練し、生活能力を育て、できるだけ仕事を紹介して石門市には乞食が一人もないという目標を立てる。
- 乙、紙木盒組 その営業技能を改善し、政府筋の意味を取り除く。
- 丙、製靴組 これまでの製品は院内の貧民に用いるだけであったが、今後は拡充して、多量の販売を目指す。
- 丁、少年労働者補習班 宣伝教化と生活補助の方針に基づいて、働きながら勉強させ、時代に応じる教科書を選ぶ。毎日働くのは八時間で、授業を受けるのは二時間である。
- 戊、羅災民収容 救済院に来た羅災民にたいしては、できるだけ経済的に援助し、郷里への交通手段提供なども取り扱っていた。
- 己、貧しい児童救済 貧しい児童にたいしては、もし、素質優れば、一心に勉強させ、向上させて生計の道を図ることができることを目的とする。⁶⁾

石門市救済院は収容した羅災民に対して食料供給だけでなく、労働もさせた。特に、少年労働者の場合には毎日八時間労働させる上で、二時間で、「時代に合う教科書」を勉強させた。すなわち、その内容は、反共親日の宣伝教育であり、日本軍の支配下に帰順する人民を育成することを企図していた。但し、自然災害および戦禍にさらされて身を落ち着けるところがない羅災民衆にとって、一時の困難を緩和することができて、街頭で行き倒れになる運命を抜け出せるのは、客観的にみれば少しは積極的な役割を果たしたと思われる。

それと同時に、救済事業として各地に粥廠を設けた。粥廠というのは、冬になると、貧民を集めて無料のお粥を提供したものである。その材料は一般的に玉蜀黍粉であるが、慈善団体より、所定の場所・時間に一定の量のみ提供された。そのお粥は薄くて、わずかに飢えをしのぎ、寒さを防ぐだけで、抜本的に問題を解決することができなかった。

二、民衆医療工作

民衆医療工作は新民会厚生工作の一部であった。新民薬の施料・医療班の派遣・薬箱の整備・新民医院の開設・防疫工作の展開などを通じて、民衆の苦痛を解除すると共に、新民主義を注ぎ込んで、傀儡政権の「善政」を宣伝した。

1. 新民薬の施料

新民会の施料計画によれば、(一)農村に重点を置く。(二)一般的施料でなく、各指導部に

来る者に対しその病状をたずねた上で施薬する。(三)この施料により当地の農民との精神的結合を得る。換言すれば、この施料は新民工作と密接に関わっていた。1938年8月に至るまでの実施概況は、胃腸薬 251包、眼薬 285包、万能膏 247包、解熱散 233包、靈薬 236包、寿丹 263包、総計 1,515包である。第一回施料購入総数は 65箱(22,500袋)で、第二回は 50箱(25,000袋)で、二回総数は 115箱、47,500袋である。そのうちで、河北省指導部だけで 40箱を占めた。

2. 施料救急薬箱

新民会は各地の指導部及び青少年団・青訓団・少女団内に救急薬箱備置し、地方工作人員および一般民衆の緊急の便に供し、使用者の病気やけがができるだけかるくなるように努め、民衆の薬箱に対する理解を増進させることに努力した。新民会は「これ実に国民健康の保持に重大関係を有する工作である」とした。そして各地の救急薬品の補充に際し、各責任者が随時新民会中央総会に申請し、中央より直接送付してその需要に応じたのである。その救急薬箱内容は表1のとおりである。

表1 救急箱内容品明細(1938年新民会年報により作成)

検温器	圧縮綿	筆	鋏	ピンセット	オレフ紙	三角巾	駆虫錠	下痢止錠	下剤錠	腸胃錠	咳止錠	解熱錠	神経痛錠	鎮痛錠	品名
一	七	一	一	一	二	二	一五錠	一五錠	一五錠	一五錠	一五錠	一五錠	一八錠	三錠	数量
	空瓶	ガーゼ	綱帯	絆創膏	浣腸薬	ンキ 稀ヨードチ	皮膚病膏	消毒錠	止血散	浣腸器	綱帯止	膿盤	綿棒	膏薬ヘラ	品名
	一	三包	一〇巻	一卷	一〇〇瓦	五十瓦	一〇〇瓦	一〇〇錠	三十瓦	一	一〇	一	二	一	数量

3. 夏期防疫工作の概況

1938年7月以来、華北各地においては、急性流行伝染病が猖獗を極め、特に徐州・開封・新郷などのコレラは深刻を極めた。新民会は伝染病の防遏のために防疫工作を実施し、早期に病疫の撃退を期すために日本軍特務部防疫部と臨時政府防疫委員会は密接に連絡を保ち、各地

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって(王)

医療機関を中心に、防疫注射を行った。その内容は宣伝・衛生運動の実施・予防注射の実施・消毒及びその他防疫業務の実施などである。その後、毎年、夏になるとこのような工作を行なった。1938年夏を例にとると、7月上旬工作方針を決定し、中旬には石家荘にコレラ予防注射液 36,000cc を発送し、その後各地に発送した合計は 20 万 cc に達した。

1938 年度、各地予防接種の人員数は総計 329,037 人で、そのうち彰徳は 64,928 人、石門市は 50,699 人、保定は 55,496 人、開封は 92,596 人であった⁷⁾。

4. 民衆医療班⁸⁾

新民会各地指導部は各地に医療班を派遣し、新民主義を普及・宣伝するとともに、民衆医療の困難を緩和した。その具体的な内容は次のとおりである。

実施目標 (1) 民衆の需要に応じて各地に遍く実施する。(2) 施療或いは診療を実施する。(3) 施薬或いは携帯薬品の施料。(4) 防疫及び衛生思想の普及向上。(5) 民衆の健康調査並びに保健促進。(6) 民衆施療網の完成。

実施方法 (1) 各地の状況に応じて地区に分け、その主要地に医療班を設立し、各区域内の定期巡回診療を分担する。(2) 医療班を開設をするときに、以下のような準備を行なった。ア、各地区の地方公署と連絡すること。イ、製薬業者と連絡すること。ウ、既に各地にある医院と連携すること。(3) 医療班は経費及び準備などが整い次第、全国的民衆医療網の「完成」を期する。

この医療班は医師・薬剤師・看護人からなっていた。例えば、石家荘地区班では、医師李玉謙・小橋助人、薬剤師葛之譚、看護人翟樹華である。各地の実施概況は、1938 年度、保定地区 17,685 人、河南省地区 13,339 人、石家荘地区 17,341 人、冀東道地区 2,265 人で、施療の科別は内科・外科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・小児科・産婦人科・皮膚花柳(性病)科などがある。

5. 保定新民医院⁹⁾

保定新民医院はもと河北省政府によって設立され、保定平民医院と称していた。事変以後、院内の器具は皆無となった。その後、賀向初という者が県公署に回復を建議し、その後、交渉の結果、新民会の経営となったものである。

保定新民医院門診規則によると、普通治療と普通薬品は無料であり、時間外受診者は受付費 1 元、貴重な薬品を使用すれば、一人一日 2 角以上を納付させた。手術を受けた者は材料費および検査費を払うことになっていた。新民医院は内科及び小児科・外科及び皮花科(皮は皮膚科を指し、花は花柳科即ち性病科を指す)・眼科及び耳鼻咽喉科・理療科・エックス線診断・太陽燈治療を設けた。新民医院の薬局規則では、薬品の使用・収納・保管に対して厳しい規定を定めた。

1938 年度における保定新民医院の作業は、以下のような内容である。

(一) 第一期チブス・コレラ・結核予防注射を施行する。(7月1日より9月30日迄毎週月水金の三日無料注射)(二) 夏季小学校教員講習会の衛生事項を担当する。(三) 保定衛生運動週間を実施する。(各機関と連絡して8月4日より実施する。)(四) 第一回コレラ予防注射を実施する(8月5日より毎日行ない、注射を受けた者2,000人)(五) 第二回コレラ予防注射を施行する。(8月15日より)(六) 民衆医療班保定地区班を設置する。(七) 1938年度施料地区及び期間(保定西門防療注射 8月19日~同月30日; 漕河駅防療注射 10月1日~同月12日; 徐水県施療 10月26日~12月1日; 固城駅施療 12月10日~同月16日; 涿水県施療 12月17日~同月31日)(八) 第二回無料予防注射を施行する。(チブス・猩紅熱・赤痢・結核)(九) 練習生の募集(十) 病室の設置(1938年11月完成)(十一) 診療概況(6月12日より各科患者総数 834,246人、入院者6人、各科大小手術158回、伝染病予防注射数 25,627人、薬局調剤 9,098人分)。

三、新民劳工協会とその活動

本節では、新民劳工工作を紹介する。「新民会の工作中、経済生活の面から民衆を獲得、民心を把握する工作は、農民を対象とする合作社工作と労働者を対象とするところの劳工工作であります」¹⁰⁾とされている。

労務問題は戦時体制下における国防の充実、生産力の拡充、並びに諸建設事業の遂行上極めて重要である。軍の「以戦養戦」の方針にしたがって、侵略戦争に協力するために、日本は、1938年6月18日に新民会首都指導部劳工協会を設立した。その後、華北各地に劳工協会が相次いで設立された。

首都指導部劳工協会は、その宣言で「(前略)茲に積極的国家建設の秋、正に労働大衆の努力すべきときに当たり、吾人等は労働者積年の苦痛を救ひ労働大衆の幸福を謀らんため、ここに本市労働界全体並びに友邦の建設関係各機関と連合し、劳工協会を組織、新民主義を奉して劳工資源の供給、労働者の生活及び環境の改善保護を謀り以て民生安定、失業消滅の目的を達せんとす」(筆者訳)¹¹⁾と述べている。

この宣言は、新民劳工協会を設立することを通じて、華北の労働力資源を統制して、日本の戦時経済に奉仕することを目指すものであった。劳工協会役員の構成を見ると、主な職務は日本人に牛耳られていた。顧問は日本人が80パーセントを占め、副会長・理事長という主なメンバーも日本人である。中国人の会長は単なる名誉職である。

新民会首都指導部劳工協会役員は、顧問特務部長 根本少将、特務部 河野少佐・鈴木少佐、特別市公署顧問 栗屋秀夫、北支事務局長 杉広三郎、国際運輸北支支社長 白井喜一、興中公司支局長 内海治一、日本大使館書記 秋山理敏、臨時政府建設総署署長 殷同、実業部長 王蔭泰、会長北京特別市市長 余晋和、副会長新民会中央指導部 鈴木善作、理事長新民会首都指導

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐる(王)

部 久保鉄夫、常務理事 木村重治、理事 杉谷之市・劉家驥・李修輝、会計 上山義雄、職員 古野為雄・高明之などであった¹²⁾。

労工協会の権力はほとんど日本人の役員に握られており、労工政策や労工活動などは日本人の支配を受け、日本の戦争政策の実施に従事していた。1941年11月、新民会労工協会、満州労工協会華北支部、満州労働協会は華北労働協会に統合された¹³⁾。労工組織統合後も、華北労働協会の主要役員は日本人であった。『華北建設年史』によると、1944年の華北労働協会及びその管下役員は、理事長 趙琪、理事兼総務部長 石川茂、理事兼動員部長 松隈吉郎、理事兼管理部長 烏澤声、弁事処処長各省市長兼、弁事処主任 益守武雄(北京)・溝部保三(天津)・浅保川(青島代理)・三宅菅夫(保定)・塩柄盛義(済南)・田代重義(開封)・浜田秀志(山海関代理)・三原員馬(淮海省)などであった¹⁴⁾。

新民労働協会入会規則によれば、会員は名誉会員・協賛会員・賛助会員・維持会員および正会員に分けられている。複雑な手続きがあるが、単に会員証を貰うだけであった。労働協会会員証がなければ、求職活動することはできず、したがって、新民労働協会に加入することが華北の労働者にとっては必要なこととなった。

新民労働協会の趣旨は、新民会首都指導部労働協会声明書によると以下のようである。

「華北戦争の終結してより半年余、事事百般は友邦日本の協力を得て凡て新にせられた。今や新興中華民国臨時政府は其の施政方針として鋭意民生の福利増進を計りつつあり、又新民会首都指導部も周到なる計画を以て日華親善を計り、民衆の思想を善導し剿共滅党東亜民族の共存共栄を謀らんが為新民主義を宣揚し東亜永久の和平を確立せんとしているが、更に今又労働協会を設け全国労働者の能力向上及び労働統制救済事業につき各関係機関及び関係方面と協議の上方針を決定、労働統制上各種労働の工資の増加を期し、一般労働者をして合理的収入を得せしめんとしているのである。(中略)現下の中国民衆は日本帝国の真意を諒解し漸次日本の国策を信仰し新興中国建設の重要性を自覚し事業の進展と推移に注意しつつあるが、将来各種施設工事の企図拡大となり、日本土木建築の華北への進出をみたる暁に於いて、新中国の真相を理解せしめ正義日本の国策を以て民衆を指導及び利用し、日華親善共存共栄の目的を達し東亜永久の和平を達せんとするものである」¹⁵⁾。さらに、首都指導部労働協会章程第一章総則の第三条は「全労働界を新民主主義に信奉せしめ中日満提携の本義を達成するを以て主旨とす」と規定している。

日本が新民会に労働協会を統制させた真意は、簡単にいえば、「日中親善」を宣伝し、民衆の思想を「善導」し、売国の「新民主主義」を散布するとともに、日本の戦時経済に安価な労働力を提供することであった。

「新民会首都指導部労働協会規定」によると、労働協会は以下の事項を処理することとされている。

1)労働供給に関する事項 2)労働調節及び需要に関する事項 3)職業紹介並びに失業救済に

関する事項 4)労資協調に関する事項 5)労工の待遇改善に関する事項 6)労工の福利施設に関する事項 7)労働市場調査に関する事項 8)労工状態調査に関する事項 9)労工新民精神涵養に関する事項 10)その他労工に関する必要事項¹⁶⁾。

では、どのような条件を具備すれば、会員になれるのか、この点について、以下の会員規則を見てみよう。

新民会首都指導部労工協会会員規則

第一条 本会入会の会員は労働工人に限る。労働工人とは左の各項に該当するものを云ふ。

1)木工 2)鉄工 3)水泥工 4)石工 5)漆工 6)その他普通労働者

第二条 本会会員を左の五種に分つ。1)名誉会員 凡そ中日軍政各機関関係者にして本会事業進行に協力されたる人々を名誉会員となす。2)協賛会員 凡そ中日各事業家(各種建築土木事業関係者)にして本会に加入されたる人を協賛会員となす。3)賛助会員 凡そ本会の主旨に賛同し労工界の福利を計らんとする工人監督者にして本会に加入したる人を賛助会員となす。4)維持会員 凡そ本会の主旨に賛同せる各種労工工頭にして本会に加入したる者を維持会員となす。5)正会員 凡そ本会の主旨に賛同し労働界全体の福利を企画増進せんとする各業實際労働者にして会員一人の紹介に依り本会に加入したる者を正会員となす。

第三条 協賛賛助維持会員及び正会員の入会は必ず会長に申請し其の裁決を受くるもとす。

第四条 会員の正会員たらんとするものは左条件に適合せざる可からず。1)年齢十八歳以上六十歳以下の者 2)不良嗜好物無き者 3)体力労働に堪へ得る者

第五条 本会会員は左の規則に依り会費を納入す可し。1)協賛会員 毎年納入会費十五元 2)賛助会員 毎年納入会費十元 3)維持会員(欠) 4)正会員は会費を納入せず 会員は入会の際会費を納入す可し。

第六条 本会維持会員正会員は日当工費の十分の一を本会に納入以て公益金となし其六割を本会経費に充当し残余の四割は労工救恤福利施設費に充用す。

第七条 本会協賛賛助会員は労工者日当の五分引、賛助会員は三分引の特典を有す。

第八条(略)

第九条 会員は会員証の発給を受け以て会員たるの証とす。(下略)

労工斡旋状況統計によれば、1938年12月末までには、各種労工は総計で49,953人となり、中で、苦力は42,599人であり、ほかは木工及び瓦工である。

華北労工は、初めのうちは、主に「蒙疆」「満洲」において肉体労働に従事していた。新民会労工協会調査によると、1940年3月の入蒙の労工は計6,876名、そのうち、天津査証所より910名。労工の本籍は、河北省がいちばん多く、4,956名に達した。以下、山東省1,317名、河南省538名、「満洲」37名、山西省17名、綏遠省4名、陝西省2名、湖北省2名、安徽省・江蘇省・福建省各1名である。労工の年齢は、25歳以下の者1,555名、30歳以下の者1,207名、

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって(王)

20歳以下の者 835名、40歳以下の者 540名、50歳以下の者 476名、55歳以下の者 182名、60歳以下の者 68名、15歳以下の者 22名、65歳以下の者 13名、70歳以下の者 5名であった。労工入満工作区分は土工 3,680人、瓦工 1,791人、木工 601人、農工 536人、石工 115人、織工 51人、工頭 44人、商工 20人、油工 13人、厨役 4人、その他 17人である¹⁷⁾。

1941年11月の華北各省(北京・天津・山海関・済南・青島・徐州・芝罘・済寧・徳県・威海衛・龍口・古北口等の12地区を含む)から、「満洲」に移出された労工数は:(1)労工の身分証明書発給数 団体 16,494、個人 49,037、計 65,531;(2)家族随伴数 男女総計 24,919;(3)家族同伴者 総計 12,504;(4)全華北各地に労工の身分証明書発給数 北京 3,509、天津 12,661、山海関 13,100、済南 6,024、青島 11,895、徐州 125、芝罘 9,973、済寧 1,449、徳県 1,299、威海衛 2,211、龍口 2,849、古北口 436、総計:65,531¹⁸⁾。

「満洲」に送られた労工はますます増加したため、華北交通株式会社運輸局は特別に臨時の労工運送列車を編成し、定期的に発車した¹⁹⁾。1941年度、入満の労工は計陸路 38万余人、海路 17万余人、総数はすでに 55万人に達した²⁰⁾。その中で、華北交通は陸路の運輸を担当した。

労工の給料と労働時間については、新民会首都指導部労工協会は明確に規定している。それは、苦力 6角、土工 7角、木工 1元 2角、瓦工 1元 2角、裱糊工 1元 2角、油工 1元 3角、電気工 2元 3角、手車 1元 1角、貨物車(単馬車) 2元 8角・(双馬車) 3元 8角である。

但し、協賛会員は労工者日当の五分引、賛助会員は三分引の特典を有する。作業の時間は4月より10月が毎日12時間、11月より翌年3月までが毎日10時間であった。4月から10月にかけて夜の12時に至る場合は毎月給料の四割を増加し、夜勤者は給料の八割を増加した。また11月から翌年3月にかけては、夜の12時まで働く者は毎日給料の五割を増加し、夜勤者は給料の十割を増加した²¹⁾。

戦争拡大に伴って日本の国内の労働力は不足した。そこで、1942年11月、日本の内地へ中国人労働者を集団的に移入する政策が閣議で正式に決定された。太平洋戦争中に日本政府は、国内の労働力不足を補うために、主に日本軍の大包囲作戦(兎狩り戦法ともいった)で捕えた中国人たちを日本に強制連行したが、その数は 38,935人という膨大なものだった。強制連行された中国人たちは、日本国内の 35社の 135事業所で強制労働させられたが、日本の敗戦によって中国に帰されるまでに、6,830人が死亡している²²⁾。

閣議決定「華人労務者内地移入に関する件」は、主として華北の労働者を日本内地に移送し、さしあたり鉱山、荷役及び工場雑役として使用する主旨のもので、同年12月には、官民合同による華北労働事情視察団が編成され、現地視察ののち、北京大使館関係官との間で港湾荷役と炭鉱とに実験的に集団移入を行なうことがとりきめられた。そして、1943年4月から11月までの七ヶ月間に炭鉱に 557人、港湾荷役に 863人合わせて 1,420人が船で移送され、日本国内の各事業所に配置された。事業所別配置は、日鉄鉱業二瀬 212人、三井鉱山田川 134人、同山野 211人、伏木海陸運送会社 222人、東日本造船函館 431人、神戸船舶荷役 210人の六ヶ

所である。この「実験的移入の成績は概ね良好」と考えられたので、1944年2月の次官会議は「本格的移入」の実施細目を決定し、1944年度国民動員計画には華人労務者3万人の移入が計上された。上の次官会議の決定においては、対象を「訓練せる元俘虜または帰順兵のほか募集による者」で、年齢おおむね40歳以下、なるべく30歳以下の独身男子（実際には30歳以上が約半数を占め、最低は11歳、最高78歳）を優先することとし、これを鉱業、荷役業、国防土木建築業その他とくに必要と認める部門に従業させることが決められた。「実験的移入」を含め1945年5月までのその総数は38,935人であった²³⁾。

移送中国人労働者の供出機関および供出方法別数は表2の如くである²⁴⁾。

表2 労工供出機関・供出方法別

供出地域	供出機関	供出方法	供出人数
華北	華北労工協会	行政供出	24,050
	華北労工協会	訓練生供出	10,677
	華北運輸公司	特別供出	1,061
華中	日華労務協会	自由募集	1,455
	国民政府機関	特別供出	682
「満洲」	福昌華工会社	特別供出	1,020
総計	五機関		38,935

出処：外務省管理局『華人労務者就労事情調査報告書』。

この表のうち「行政供出」は中国側行政機関の供出命令に基づく募集で、上級官庁から下部機関に対して供出員数の割当を行い責任数の供出をさせたもの、「訓練生供出」は日本軍が作戦によって得た捕虜、帰順兵のうち一般良民として釈放さしつかえなしと認められもの、及び傀儡政権側地方法院において微罪者として釈放した者を華北労工協会で下渡しを受け、各地の労工訓練所において一定期間（約三ヶ月）訓練したうえで供出したもの、「自由募集」は条件を示して希望者を募ったもの、「特別供出」は現地において訓練と経験をもつ特定機関の在籍労務者を供出したものとなっている。

強制連行された中国人労働者のうちには、日本機関および保安隊等現地機関によって「軍事捕虜」と名づけられ、また「囚人」にされたものなどが含まれていた。例えば三菱大夕張炭鉱に連行された第一次移送中国人労働者の176人の内訳は、青島憲兵隊より76人、警察（留置場）より60人、保安隊20人、新民会20人となっていた²⁵⁾。

四、職業紹介及び職業補導

1. 職業紹介所²⁶⁾

設立趣旨 職業紹介所はそれまでも存在していたが、それは名目のみで、求職者は職業紹介所で登録するだけで、何等期待するところを得なかった。特に、職業紹介所の職員はこの職権を利用して求職者に賄賂を要求することもあり、そのために求職者の敬遠乃至は忌避をひきおこしていた。新民会は、「茲に於いて努めて弊害を除去し、失業者を失望せしめざらんことを期していた」。

失業問題は社会問題中で最も重要な地位を占めており、政治の良否、社会秩序の治乱もここにもとづいているのである。職業紹介所開設の趣旨もこの重大問題の解決に資することにあつた。

組織 職業紹介所は一般に、新民会市県指導部に属していた。天津市の場合、職業紹介所は天津市指導部労働協会の組織の一部であつた。指導機関としては、新民労働協会と職業紹介委員会があり、「職業紹介委員会規定」や「新民職業紹介規定」などを制定した。例えば、天津の紹介所の「細則」を略記すれば、次のとおりである。

新民職業紹介部細則

第六条 本部に左記(下記)の係を置く。1)庶務係 2)紹介係 3)特設係

第八条 本部の活動方針及び組織に関する事項は労働協会職業紹介委員会に於いて決定し会長の命により施行す。

第九条 庶務係は左記(下記)事項を行ふ。1)金出納に関する事項 2)人事の一切に関する事項 3)文書の收受、発送、保管に関する事項 4)委員会に関する一切の事項 5)失業者調査登記に関する事項 6)一般求人求職の調査に関する事項 7)一般求職者募集宣伝に関する事項 8)其の他の紹介所と連絡に関する事項 9)其の他の主管に属せざる事項

第十条 紹介係は左記(下記)事項を行ふ。1)一般求人の申込み、登記、開拓に関する事項 2)一般求職者の登記、呼出、紹介に関する事項 3)一般求人求職者の登録事項 4)日傭労働者手帖交付に関する事項 5)日傭労働者紹介に関する事項 6)中日満技術労働者紹介に関する事項 7)職業相談に関する事項

第十一条 特設係は左(下)の事項を行ふ。1)少年少女の職業相談に関する事項 2)少年少女の就職紹介に関する事項 3)少年少女の求人、申込、受付、開拓に関する事項 4)小学校、公共団体との連絡に関する事項 5)知識階級の職業紹介に関する事項 6)知識階級の職業相談に関する事項 7)知識階級の職業紹介、求人、受付、開拓に関する事項(以下略)²⁷⁾。

天津新民労働協会職業紹介部は「新民報」などの新聞で勞工供求情報を掲載した。これは無料であつた。その情報の例は、表3のとおりである。

表3 求職情報

天津新民労働協会職業紹介部 河北大経路110号(中山公園)									
一、失業の勞工は速やかに本会で登録すると仕事を紹介します。 二、通訳・書記・夫役を募集して欲しい者は本部に登録してください。 三、工業技術者・教師及び其の他の各専門人材を募集して欲しい者は本部と連絡してください。 四、本部は職業を紹介し調査の責任を担うものであり、一切無料である。	募集者			求職者					
	事務員	中文教師	職務	卒 三 中 学 校	高 校 卒	小 学 校 卒	中 学 校 卒	中 学 校 卒	学 歴
	卒 商 業 学 校	師 範 卒	求 学 歴 要	二 十 四	二 十 五	二 十 五	四 十 五	二 十 六	年 齢
		十 二 至 三	年 齢	執 達 員	員 小 学 校 教	職 員	局 員	稽 査 員	職 歴
	天 津	天 津	地 勤 務	書 記	公 務 員	職 員	庶 務 員	販 売 員	職 業 募
	四 十 元	相 談	給 料	一 名	一 名	一 名	一 名	一 名	人 数
	一 名	一 名 (女、 北京人)	人 数	十 八 元	十 五 元	二 十 元	五、 六十 元	三 十 元	希 望 給 料

出処：1939年3月29日『新民報』。

2. 副業の奨励

華北農村の中小農は、従来耕作のほかに、たとえば、紡績・編草・畜養などのような、多くの副業を経営して食糧の不足を補っていた。このような勤勉の風習は奨励する価値のあるものである。したがって、新民会はその改良補助を行い、また奨励法令を制定して、その普及と民生の富裕を計り、農村の自給自足をなそうとした。これは、日本における農村経済更生運動をそのまま華北農村に持ち込んだものである。

新民会は1938年度には通県・宛平・大興の三県と北京の東南西北郊区及び良郷実験区等で副業工作を遂行実施した。北京南郊実験区では刺繡講習所を設け、その産品は北京市内でも見られた。また小型ミシンを整備し手工業から軽工業へと指導したのである。そのほかに、畜産で

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって(王)

は、金州から種豚を運び各指導部実験区に配布した。

五、新民茶社²⁸⁾

ほかに新民会は、茶社を設けた。茶社を通じて、どのような目的を達成しようとしたかについて、中央指導部は次のように述べている。

「茶社の使命は休養と娯楽を以て民衆を温く抱擁しつつ然も新中国建設の新しい思想を彼等に理解徹底せしむる所謂教化工作を実施するにある。教化工作は彼等を組織へ導く処の、第一工作であると云い得る。然らば茶社こそは、会の尖兵とも云うべき重要な使命を担うものである。この茶社の持つ工作に附随して起こるものは、民意の暢達であり、情報の蒐集であり、各種の宣伝工作である。特に工作を為す者の注目を要する点は、茶社を通じての工作は間断なく実施せられるが故に、其の浸透性の深刻なる点で、其の効果は決して軽視出来ないことである。」「民衆の思想を訓練し娯楽教化工作を行い、これによって民衆に心から東アジアの平和に貢献させることを宗旨とする」²⁹⁾。茶社に付属した閲覧部は、新民主主義を注ぎ込んで、民衆の知識を啓蒙することを宗旨とした³⁰⁾。

新民茶社は各指導部の大半に於いて実施されていた。施設は都市か農村かによって異なるが、共通点は茶を無料で提供(一部地方は有料)し、一般民衆の休養所にあてていることである。その他各地によって、閲覧処を設けているもの、或いは新民会発行図書其の他の雑誌を準備した簡易な図書館を附設せるもの、京劇・河北劇・河南劇などの地方劇を公開しているもの等々多種多様である。最も多いものは蓄音機・将棋及び二、三の新聞、新民会の出版物等を準備した娯楽的な茶社であった。「教育的施設を為した処は少数であるが、本会の茶社は単に茶を飲み雑談をするにのみ終始するならば、日本の喫茶店の如き無意味なる存在と化する。会が多額ならざるも月額幾百元かの工作費を投じて経営している以上は、茶社経営の目的達成に最も効果的な施設と方法を講ずべきである」³¹⁾。換言すれば、新民会が幾らかの資金を出して茶社を設ける目的は、単に娯楽・雑談ではなく、新民主主義の普及および民心の把握をめざしたからである。以下に茶社がどのようなものであったか史料をもとに列挙する。

茶社勤務者の適否 茶社に勤務する職員は、茶を民衆に供与し或いは場内整理に適當なる人物を以て可なりとすることは厳に戒むべきで、茶社勤務の職員こそ会工作の尖兵なるが故に、常に民衆に対し周到なる注意を以て民心を洞察し、又誠意を以て彼等を導かねばならない。茶社に出入する民衆に話題を提供しつつ、彼等を啓蒙し行くの任務は、座談会に於ける座長の如く、更に会の精神或いは会は如何なるものであるかを認識せしむるの努力は、茶社勤務職員の公的私的の生活を通じて彼等に反映するものであるが故に、此の点は何日でも如何なる場合でも、宣伝使たるの心構が要る。無責任なる言動は絶対に許されない。茶社に勤務する職員の適否は実に茶館工作の成否を決する。指導者の着眼は先ず第一に此処になければならない所以で

ある。

設置場所の適否 何処の土地に於いても、人の集まり易い場所と不思議に人の集らぬ場所がある。又民衆の心理作用から公会堂の如き立派な建物を嫌い、茶屋式のを好む風がある。新民会の施設であるからと云って無理に堂々たる建物を求める必要は毫もない。茶社は会の茶社に非ずして、民衆の茶社なるが故に、会の雰囲気を出すことに強て努むる要もない。要は民衆の出入容易にして親しみ得るもの、之が先決条件である。工作の着手は其の後に來るべきで、場所及び建物に対する検討は基本工作と云うべきであろう。

附設工作の是非 茶社に附設されるものは閱報処、簡易図書館、問事処、戯劇等が挙げられる。外に紙芝居を利用する宣講、識字工作、日本語の講習会等がある。都市においては閱報処、戯劇等が適切で、其の他は農村向きである。

都市に於ける茶社の経営要領

開封指導部に於ける茶館経営の実状は、都市の茶社経営要領のよき一例である。

本茶社は1938年5月1日開封市場入口において開設した。場所は開封市中の最も繁華なる地にして民衆は茶社後方に当たる市場に終日群集し、この茶社の位置は民衆の利用には好個の地点を占めている。建物は可なり大きく、五百名は十分に収容できる。内部の設備を簡単に示すと場内前面に演壇があり、其の前に長方形の椅子を数十個配列し民衆の席に当てている。場内後方に囲碁、将棋並びに新聞雑誌閱覧所を設けている。茶社の一日の利用者は平均五百名（昼間二百名、夜間三百名）毎月平均一万五千名前後を算している。

経営 この茶社の重点は戯劇にある。中国民衆の最も愛好するものは戯劇であり戯劇は既に生活の一部と言って良い程重要なものとなっている。この戯劇の内容に新民会の意図する主義主張を織り込んで行くことは洵に興味ある問題で、開封指導部では茶社工作に並行し新民戯劇研究社を組織し、それが指導教化に職員中の適任者をして当らしめている。戯劇は主として旧劇に属するが、民衆の嗜好が新劇に非ずして此処にある以上、己むを得ない傾向である。此の劇団は総員三十名程度であるが、演技の上品高尚なるに鑑み、來觀者の亦中流以上にして、開封に於ける一般劇団に比較しても一流に属する。経費は一部を指導部より補助するのみで、他は入場料金に依って維持している。劇団のことは暫く措いて、茶社の一日の利用状況を記すと、午前中は囲碁、将棋、蓄音器等を開放し民衆の自由娯楽とし、午後二時より五時までの市場の人出盛り時を利用して、会の宣伝講演時間としている。之には指導部より優秀職員の交替を以て派遣し、新民主義或いは時事問題に就ての解説をしている。夜間に於いては前記劇団をして六時より十一時まで演劇を觀覽に供している。特に必要なる宣伝事項がある場合にはこの演劇公開中にも宣講をなすことがある。斯くの如くであるからこの茶社は終日満員にして、茶一人前三錢に依る売上金も多きは二十元少なくとも十五元以上に上がっている。勿論この茶代に依って本茶館の経営を維持するには設備費、人件費、戯劇補助費等に相当金額を要するので困難である。然し、...自給自足の日も遠くはないと信ぜらる。当時勤務人員は職員一名（交代制）

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって(王)

傭人五名である。

農村に於ける茶社の経営要領

下に記述せるは元氏県指導部の報告であるが、これは農村に於ける茶社経営の一例である。

茶社と中国民衆 茶社は実に民衆の集会所であるのみでなく楽しい放談所である。故に茶社の運営には何と言っても開放的気分が最も主要なる条件である。新民会指導部の狙いも実に此処にあるので、又事実満足なる程度に成功した心算である。毎日陸続と城内に入り込む者には字を知らない者が多い。新聞、雑誌等によって慰安を得る者はまだまだ「幸福な人」である。文字の国で文字を知らぬ者の悲しみ淋しさは、文字を知らぬ者のみの味い知る淋しさである。故に彼等は落ち着いて茶を飲み屈託のない雑談の時と場所とが必要なのである。

設備 各種書籍・将棋・卓球、其の他中国民衆愛好の遊戯物、長卓子四・長椅子十・腰掛二十・茶壺四・茶碗三十・湯沸二・茶棚一・本箱一。

茶社の利用 随時会務職員が館内で、新民会の使命とか中国の現状等を、主要宣伝基本事項として趣味的に之を解説講話する。そして必ず彼等の生活と直接関係のある題材にのみ止める。こうしたことによって彼等の反響を察し、彼等の動向を感知するのであって、それによって得たる事実を基調として、各種工作の樹立、推進の資に供するのである。故に茶社には土地出身の思想堅固なる「有為の青年」を採用し担当せしめている。そして単なる接待や監理のみではこの仕事は勤まらぬ程重要な役割が課せられているのである。担当者には毎日細大洩らさぬ様に日記を誌るさしめている。他面茶社には、城内の者も田舎の者も老若男女が集合する故、当然情報機関としての用をなすのであって、情報によっては直に關係当局に申告して事前処置の万全を期すことが出来る。情報を得るために、訊問的態度は絶対に慎むことにしている。

新民茶社の役割に鑑み、各地にその「設備を拡充し改善を謀ることを目指」³²⁾す新民主義を宣伝し民心を把握する重要な場所にしたのである。

おわりに

厚生活動は新民会の主要な工作であった。その様々な關係活動をみれば、以下の特徴があるう。

その活動の範囲は広いが、紙幅の関係で、ここには主要な活動のみ紹介した。例えば、「新民問事処」、災害募金、食糧調達、日用品の供給、消費合作社・販学合作社(学に資すること)禁煙禁毒などの活動も行っており、これらはすべて厚生工作の構成部分であるが、内容が多方面に及ぶから、別稿で論述したい。

本稿で取り上げた新民会の厚生工作については以下の諸点にまとめられる。

第一に、新民会は日本・臨時政府の支配を基層社会に浸透させるために、厚生活動工作を活動の基本に据えた。その内容は、農民の生活的援助・医療活動・貧民救助・職業紹介から娯楽

活動に至るまで、庶民の生産と生活に密着したものであった。

第二に、日本はこうした活動を通じて新民主主義を宣伝し日本と傀儡政権の支配基盤を強化しようとしたのである。しかし、それらが日本の「以戦養戦」(戦争によって戦争を養う)政策の一環であったことは、華北労工協会の活動をみれば明らかである。同協会は民衆の「失業」状態を利用して、日本に強制連行した。

第三に、新民会が民衆の厚生工作进行に当たって、指導者が目的としたのは、新民主主義を宣伝し、人々の支持を獲得し、また日本軍占領区の社会治安を維持するためであった。しかし、天災地変及び人為的なわざわいの下で、華北地区の数多くの民衆の生活は非常に困難な状況にあり、極めて生活が不安定な状況にあった。それを背景に展開された新民厚生工作は、民衆の困苦生活を部分的に打開することもあったと言えるだろう。

第四に、新民厚生工作の展開は、綿密で本格的なものであったと言える。例えば、調査だけでなく、詳細な計画も制定され、工作が順調に展開できるようにし、これを以って便利な条件を提供している。このことは真剣な態度の日本人に影響されたからかもしれない。

第五に、新民厚生活動に従事した人員は、皆献身的に活動した。中国人にしろ、日本人にしろ、従事している事業に信念をもって、自己の青春を新民厚生事業に奉げた。彼らは軍国主義に利用され、日本の侵略のために働いたにもかかわらず、少なからぬ人は、中日親善事業のために献身したと考えていた。

厚生工作は、新民会の重要な事業の一環であり、新民合作社などその他の経済工作と同様に、新民会は重視していた。新民会も、この活動に大きな精力を注いだ。とりわけ、中央総会副会長繆斌が脱会し、南京の汪兆銘政権に赴き、安藤紀三郎が新民会の実際的なリーダーに就任した後、新民会は現実性を有するようになった。新民会の「宣伝教化」工作は民衆の現実生活と密接に結び付いたのである。これが積極的に新民厚生活動を展開した理由である。

<注>

- 1) 新民会中央指導部『新民会年報』、1938年度、P.329。
- 2) 新民会中央指導部『新民会年報』、1938年度、PP.329～330。
- 3) 張鉄緒「新民会年余以来の厚生工作」、『新民報』、1939年7月4日。
- 4) 『新民会報』、1940年2月1日。
- 5) 新民会中央指導部『新民会年報』、1938年度、P.356。
- 6) 「石門市救済院調査事項」、『新民報』、1939年4月2日。
- 7) 『新民報』、1938年9月22日。
- 8) 民衆医療班の実施目標と実施方法は『新民会年報』(1938年度)PP.369～370によりまとめた。
- 9) 『新民会年報』(1938年)P.366および『新民報』1938年9月22日を参照。
- 10) 岡田春生『新民会外史 黄土地に挺身した人達』(前編)、五稜出版社、1986年、P.280。
- 11) 北京市档案馆『日偽北京新民会』、光明日報出版社、1989年、P.53。
- 12) 「首都指導部労工協会宣言章程等項」、『日偽北京新民会』P.58；新民会中央指導部『新民会年報』(1938年度)P.312。
- 13) 『新民報』1941年10月23日。

日中戦争期における新民会の厚生活動をめぐって(王)

- 14) 『華北建設年史』(産経、1944年)P.428。
- 15) 「新民会首都指導部劳工協会声明書」。
- 16) 「新民会首都指導部劳工協会規定」の第四章第十七条。
- 17) 『新民報』、1940年5月11日。
- 18) 『新民報』、1941年12月27日。
- 19) 『新民報』、1941年2月20日。
- 20) 同上
- 21) 「新民会首都指導部劳工協会声明書」、『日偽北京新民会』PP.54～55；また『新民報』、1938年7月15日。
- 22) 野添憲治『聞き書き 花岡事件』、御茶ノ水書房、1990年。
- 23) 中国殉難者名簿共同作成実行委員会『中国人強制連行事件に関する報告書、第三篇強制連行並びに殉難状況』、1961年4月刊。
- 24) 外務省管理局『華人労務者就労事情調査報告書』、1946年3月刊。
- 25) 法政大学大原社会問題研究所編著『日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態』、1964年発行、2002年2月22日公開開始。
- 26) 『新民会年報』(1938年度) PP.322～327によりまとめた。
- 27) 新民会中央指導部『新民会年報』、1938年度、P.223。
- 28) 岡田春生編『新民会外史(前編)』(五稜出版社、1986年) PP.206～215を参照。
- 29) 「首都指導部新民茶社章程及工作計画書等項」、『日偽北京新民会』PP.62～63。
- 30) 「新民茶社新民閲覧部規則」参考。
- 31) 岡田春生『新民会外史 挺身黄土地に挺身した人達』(前編) P.208。
- 32) 「天津新民總會三十年工作大綱」(1941年1月)。

主指導教員(古厩忠夫教授)、副指導教員(井村哲郎教授・芳井研一教授)